

平成11年 第1回沼田町議会定例会会議録 (2日目)

平成11年 3月10日(水)

午後 2時32分 開 会

1. 出席議員

議 長	4 番	吉 尾 政 春	議 員	1 番	谷 口 清 治	議 員
	2 番	橋 場 守	議 員	3 番	大 沼 恒 雄	議 員
	5 番	吉 田 俊 一	議 員			
	7 番	森 井 章 夫	議 員	8 番	横 山 峯 生	議 員
	9 番	野 道 夫	議 員	10 番	久 保 寛	議 員
11 番	山 木 一 男	議 員		12 番	杉 本 邦 雄	議 員
13 番	室 田 俊 朗	議 員		14 番	中 村 進	議 員
15 番	山 田 英 次	議 員		16 番	伊 藤 初	議 員

2. 欠席議員 6 番 吉 田 好 宏 議 員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 篠 田 久 雄 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	西 田 篤 正 君	収 入 役	篠 田 繁 彦 君
総務課長	市 橋 忠 晴 君	財政課長	平 木 昭 良 君
産業課長	矢 野 潔 君	水道課長	松 田 剛 君
民生課長	半 田 昭 雄 君	振興室長	中 村 幸 雄 君
建設課長	藤 間 武 君	和風園園長	清 水 勝 之 君
旭寿園園長	高 儀 博 幸 君	在宅介護支援センター所長 デイサービスセンター所長	(欠 席)

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 久 本 博 美 君 次 長 野 原 耕 次 君

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢 野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石 脇 敏 彦 君 書 記 富士原 智 君

(開 会 宣 言)

○議長（吉尾政春議長） ただ今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉尾政春議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番野議員、10番久保議員を指名致します。

(予算委員会報告)

○議長（吉尾政春議長） 日程第2、予算審査特別委員会の予算審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。

(久保委員長 登壇)

○委員長（久保 寛委員長） 沼田町議会予算審査特別委員会の予算審査のご報告を申し上げます。

(以下、報告書朗読)

○議長（吉尾政春議長） 委員長の報告が終わりました。お諮りします。ただいま議題となっております7件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。

したがいまして、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。請願第5号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉尾政春議長）異議なしと認め、本案は委員長報告のとおり採択すべきものと決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、総務文教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

（久保委員長 登壇）

○委員長（久保 寛委員長）所管事務調査のご報告を申し上げます。お手もとの文書朗読をもって変えさせていただきます。

（以下、調査報告朗読）

○議長（吉尾政春議長）委員長の報告が終わりました。ただいま議題となっております7件の議案につきましては、全員による特別委員会で審査したものであります。

したがいまして、委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。それでは討論、採決に入ります。討論採決は付託された議案について、それぞれ1件ずつ討論、採決をします。それでは、討論、採決をいたします。

○議長（吉尾政春議長）議案第17号、平成11年度沼田町一般会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場 守議員）今国会で審議されようとしている、ガイドライン法案というのは、横文字を使うと、国民にとっては大変都合の悪い事を、横文字を使うというのが今までの通例だったそうではありますが、これはまさに戦争法案なんですね。政府が言っているのは、後方支援だからアメリカが戦争やっている相手から、日本がその後方支援に対して攻撃は受けなのだというような、まさにごまかしの理論を一生懸命言って繰り返している訳ですが、実際には後方支援こそ、平坦活動こそこれを絶やさなければ、戦争に勝つことが出来ないわけですから、これは日本が完全に戦争に巻き込まれてしまうというような、大変な法が審議されています。こういう方向で、今までは一応は憲法を9条を守る立場で、自衛隊があるけれどもそれ以上大きくならないという歯止めを掛けていたのですが、これが通るとこの歯止めが無くなるような方向にどんどん走って行くだ

ろう。そういう事から考えると、私はこの戦争法案に反対しなければならないし、また、それを手助けするような自治体のやり方というのは、考え方というのは正しくない。たとえばここで、基地の周辺整備ということで色々な事業がくる。こういう事では、沼田町にとっては、大変振興に役立ってはいるのだけれども、それをそのまま批判もなしに受け入れている所に、私はどうしても納得がいかない。それから、今回骨格予算だといながら、政策的な性格を強くもつ補助金に対して一律5%削減というような事を、あげてしまった。これは私はやはり、骨格予算であるならば、次の政策予算までやはり待つべきだと考える訳です。しかも、一律5%という事となれば、我々町民が今、福祉に対する助成や、活動に対する補助金は増やしてくれというのが町民の要求でありますから、そういう要求に応えるという立場から一律5%を削減する。しかも骨格予算という中ですというものは全く間違いである。そういう諸々の事から、この一般会計を認めることは出来ないのですが、さらにもうひとつ、つけ加えておきますと、町民の文化的芸術的な要求に奉仕をするという立場で、陶芸館が建てられました。私は、向こうに持っていくべきではないと本町に近いところに建てるべきだという、一貫して立場をとっていた訳であります。建ってみたところ、多額の町民の税金を使って建てたけれども、この予算の中に、ひとつの数字も載らないような、その後の使用というかが成されている訳です。これはやはり、町民の立場から言うとおかしい。例えばあそこに建てたために、町の赤字が増えると言ってでも、やはり町民が自由に使えるような状況をとっておく必要があると思うのです。例えば地代も何もとってない訳ですから、出てこないです。あの業者が、これを有名な人が作るようになったら、ものすごい儲かるのです。ところが、それらが儲けて一切丸投げをした、会社が利益を独り占めできるようなそういう状況になっている。いまは、赤字かどうか分かりませんが、それは商売ですからそういう事も可能なわけです。それが実際に、町民の税金で作りながら芸術や文化の要求に応えるという立場で作ったのが、実際にはそうっていないという状況が生まれているので、こういう立場からも予算というのは、町政をどう進めるかの中身でありますから、こういう立場から反対をいたします。

○議長（吉尾政春議長）他にご意見ありませんか。1番。

○1番（谷口清治議員）1番、谷口清治。私は、今年度の骨格予算の中から、賛成の立場の中で、意見を申し上げたいと思います。今回の予算を、委員会でかなり審議してまいりましたけれども、その骨格予算とはいえ、大変理事者或は、職員の皆様が結集した

数字が現に現れておりますし、農業振興につきましても、米の安定化或は、販売拡大或は、補助金という事の中で、予算の無い中で苦勞した成果が出ております。また、商工振興につきましても、他の町村では中々工事が無いという中で、この予算上では、役場の庁舎関係、これをいち早く春そうそう工事を着工するということは大きな商工振興に大きな影響を頂けるものだと確信しておりますし、また、福祉の関係につきましても、健康福祉総合センターということの中で、これを核に致しまして、色々な予算を組んでおります。ただいま橋場さんより、自衛隊の関係のお話もございましたけれども、私は、予算の中に環境整備という事で、予算も計上されております。もし沼田に、自衛隊が来なかったら、おそらく妹背牛のあの人口、現在は2・300上でございますけれども、妹背牛町よりもきっと人口が減っていると思っております。そんな事の中で、色んな補助金の関係、交付金の関係、人口割りができますし、或は固定資産税色んな形の中で、現状は、町のプラスになっております。そんな事で、今回のこの予算は、苦勞しながら大変立派な予算だと思いますけれども、ただ私の要望と致しましては、ただ今久保委員長さんより、予算の關係の3点を説明致しましたけれども、これ、決定致しましたけれども、このことを重点に良く、残られた理事者或は職員の方、来年に向けて新予算の中で、苦勞して頂きたいなあ。そんな気持ちで一杯でございます。そんな事で、賛成の立場で申し上げました。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長）それでは、討論を終結いたして、ただちに本案について採決致します。お諮りいたします。議案第17号は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者多数）

○議長（吉尾政春議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）議案第18号、平成11年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りします。議案第18号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）議案第１９号、平成11年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りします。議案第１９号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）議案第２０号、平成11年度沼田町国民健康保険特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りします。議案第２０号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）議案第２１号、平成11年度沼田町老人保健特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りします。議案第２１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）議案第２２号、平成11年度沼田町公共下水道特別会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りします。議案第２２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）議案第２３号、平成11年度沼田町水道事業会計予算についてこれより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りします。議案第２３号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第３、議案第２４号町道高台１部線改良工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長）議案第２４号町道高台１部線改良工事の請負契約について。

（以下、議案第２４号朗読）

○議長（吉尾政春議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採択致します。お諮り致します。議案第24号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第4、陳情第1号、子供一人ひとりを大切にする教育をめざし30人以下学級の早期実現を求める陳情についてを議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。お諮りします。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。陳情第1号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は、採択すべきものと決しました。

○議長（吉尾政春議長）日程第5、請願第1号、畑作政策請願に関する請願を議題と致します。本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）異議なしと認めます。よって、請願第１号は委員会付託を省略することに決しました。

直ちに審議に入ります。お諮りします。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮り致します。請願第１号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は、採択すべきものと決しました。休憩を致します。

（１４時５２分 休憩）

○議長（吉尾政春議長）再会致します。

（１４時５２分 再会）

○議長（吉尾政春議長）議事日程の追加について、お諮りします。ただいま、意見案３件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第６、意見案第１号。子供一人ひとりを大切にする教育をめざし３０人以下学級の早期実現を求める意見書（案）について。日程第７、意見案第２号、畑作政策に関する要望意見書（案）について。日程第８、意見案第３号。地方分権の実現に関する意見書（案）について。以上、日程に追加することに決しました。

○議長（吉尾政春議長）意見案の一括議題についてお諮りします。この際、意見案第１号から第３号までを一括して議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第１号から第３号までを一括して議題とすることに決しました。日程第６、意見案第１号。子供一人ひとりを大切にする教育をめざし３０人以下学級の早期実現を求める意見書（案）について。日程第７、

意見案第2号、畑作政策に関する要望意見書（案）について。日程第8、意見案第3号。地方分権の実現に関する意見書（案）についてを一括して議題と致します。

提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。2番。

○2番（橋場 守議員）地方分権の実現に関する意見書を、今初めて目にするところなんです。それでこれだけは、ちょっと質疑をさせて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長）採決は一括してやりたいと思いますので、先に日程第8の、地方分権の実現に関する意見書（案）について質疑をして下さい。2番。

○2番（橋場 守議員）議員定数については、地域住民の意向が反映できるよう条例に委ねることとなっているのですが、これは自由に、前回の議会で、16を14にしているのですね。今更ここに入れなくても、ずっとやっている事なのではないのかと思うのですけれども、どうなのでしょう。それから、予算審議を撤廃し、政策論議を活発するために具体的な政策内容を明示した「目」を議決の対象にすること。これは、今までとはどういうふうに違うのですか。これをお聞かせ頂きたいと思います。それから、議員の政策立案・審議能力の向上というのがありますが、これの（1）です。議会の政策形成機能を向上させ、議員が民意を反映した議案を提出しやすくするため、提出要件を緩和することとは、今までとどう違うのか。今まで、ただやってなかっただけではないのかなと感じるのですが、これで違うところがあるのでしょうか。色々あるのですが、その辺をお聞かせ下さい。

○議長（吉尾政春議長）休憩致します。

（14時57分 休憩）

○議長（吉尾政春議長）再会致します。

（15時04分 再会）

○議長（吉尾政春議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

意見案第1号から第3号までを一括して採決致します。お諮り致します。本案は、原案どおり関係機関に提出ことに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり関係機関に

提出する事に決しました。

○議長（吉尾政春議長）以上で、全案件の審議が終了しました。只今、町長から、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。町長。

○町長（篠田久雄町長）只今議長のご了解を頂きまして、ごあいさつを申し上げさせて頂きたいと思いますが、皆さん方には、４日から今日の１０日まで、この全議案をまさに精力的にご審議、しかも全て原案どおり可決決定して頂きました。皆さん方には、この改選期を迎えて非常にご多用な中、また今回をもって退任される方々もいらっしゃいますが、この間私と、４期一緒にこの議会活動された方、或は１期の方、まちまちでありますけども、今回のこの４期目にあたりまして大変な皆さんのご指導賜りました事を厚くお礼申し上げる次第であります。特に今、議論されました地方分権の時代でありまして、私どもも地方分権につきましては、随分と国に或は道に働きかけてまいりました。其の事は、いかにこの市町村の権限を持つ。そのことが、住民がやはり権限を持つ。それに従って、地方自治体の運営をされていくべきだということでありますから、当然議決機関であります議会もまた、それに沿った方向として、只今皆さん方から意見書案が議決されたことだろうとそうように思っているところでありまして、この点も敬意を表する次第であります。この議場で皆さんとこうしてお会いする事は、これからおそらく無いであろうと思いますが、非常にこのお世話になりましたことに心からお礼申し上げ、議会が議会らしく今後とも活発に活動できます事を心から念願申し上げまして、ごあいさつに変えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉尾政春議長）以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

これにて、平成１１年第１回沼田町議会定例会を閉会致します。

ご苦労さまでした。

１５時０７分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員